

令和5年度 国立第六小学校臨時総会
(令和5年12月2日(土))

次 第

- 1 はじめの言葉
- 2 会長挨拶
- 3 校長先生挨拶
- 4 参加者自己紹介
- 5 議事説明
- 6 質疑応答
- 7 議 決
- 8 おわりの言葉

国立第六小学校 P T A 組織の今後の在り方に係る検討



令和 5 年 1 1 月 5 日

令和 5 年度 P T A 執行部

趣 旨

本資料は、国立第六小学校（以下「六小」という。）の P T A 組織について、令和 7 年度から六小がコミュニティ・スクール化（※）することに併せ、現在の社会情勢やそれに伴う子育て環境の変化に応じながら、P T A 組織の活動内容を見直し、より効果的かつ効率的な活動で子供たちの健全育成に寄与できるよう、P T A の在り方を建設的な視点に立って検討するものです。

※ : 添付した別紙の文部科学省パンフレット参照

目 次

1	P T A組織の必要性と検討の経緯	3
2	現状と問題点	4
3	対応策	6
4	検討に伴う今後の予定	9
5	まとめ	10
別 紙	文部科学省パンフレット 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み」	11



1 P T A組織の必要性和検討の経緯

P T A組織の必要性

■ 現在の学校を取り巻く情勢は、国の施策により「地域とともにある学校」へ転換が図られており、学校以外の地域住民の皆様にも協力を仰いで子供たちの健全育成を図っています。そのような中において、学校と地域住民のみならず、当然ながら子供を預ける保護者は参加致しますが、その取りまとめや保護者同士が連携して活動するための運営にP T A組織が必要となります。

■ 国立市においては、教育委員会が、市内公立小中学校（小学校8校、中学校3校）に課した実施事項等（※1）について、P T A等（※2）が学校に協力する形で各校それぞれのやり方で活動しています。あくまでボランティア組織であり、学校運営そのものに参画する権限は与えられていませんが、一例を挙げればP T Aとして施設や学区内の危険箇所等について行政に働きかけを行う機会を持っており、個人では叶わない意見を代行して発信することができます。

※1：例として、校外委員が実施する通学路安全点検及びピーポくんの家に関する活動や給食委員会が参加する物資納入業者選定委員会等

※2：学校によっては、「父母と教員の会」等の名称

【検討の経緯】

検討に至る経緯として、以下の状況、背景の存在（優先順位で記載）

- ① 令和7年度から市の方針に基づき六小が**コミュニティ・スクール化**されるのに伴い、P T A活動も変化に対応する必要
- ② 市内公立小中学校のP T A活動の会合等においても、P T Aの在り方について何らかの問題認識や方策を検討している。
- ③ P T A活動をする中で、保護者の方々からの口頭によるご意見や執行部へのメールによる提案等を頂戴する機会
等々・・・



六小のP T A組織についても転換点にあり、今後の在り方を検討



2 現状と問題点 (1 / 2)

【現 状】

前提条件

お子様一人につき卒業までに役員 **1回以上** を担っていただいています。



六小のここ数年の在校児童生徒を参考に各学年2クラス60名と仮定し、各学年のPTAを8名選出すると・・・

PTA組織単位の視点	各学年PTA8名 × 6学年 = PTA48名	毎年 48名 で編成
保護者個人単位の視点 (1～6年まで在籍)	$PTA8名 \times 6年間 = PTA48名$ $PTA48名 \div 学年在籍児童60名 = 0.8$ $0.8 \times 100 = 80 \quad \underline{A.} \quad 80\%$	80%の保護者がPTAになる必要 (在籍児童生徒の 保護者をほぼ網羅する設定)

従来の前提条件により、ある程度大きな組織規模を編成して運営している。



コミュニティ・スクール化 (R7～) を控えている。

【問題点】

PTA組織の大前提

保護者と教員、地域と連携して、児童生徒の教育環境や安全を守る活動をしている。

実 情

- ◆ 子供たちの為に活動することにより、先生方との交流や学校教育への理解が深まり、役員だからこそ得られる充実感がある。
- ◆ 保護者同士の交流ができ、地域活動の貢献にもつながる。
- ◆ 各ご家庭それぞれに抱える個別かつ多様な事情はもとより、PTAが発足した当時と現在で社会情勢も変化しており、従来通用してきたPTAの**運営方法と現状が乖離**



問題点

運営方法と現状の乖離及びコミュニティ・スクール化を見据え、今の時代に合った組織運営への転換が必要なのでは？





2 現状と問題点 (2 / 2)

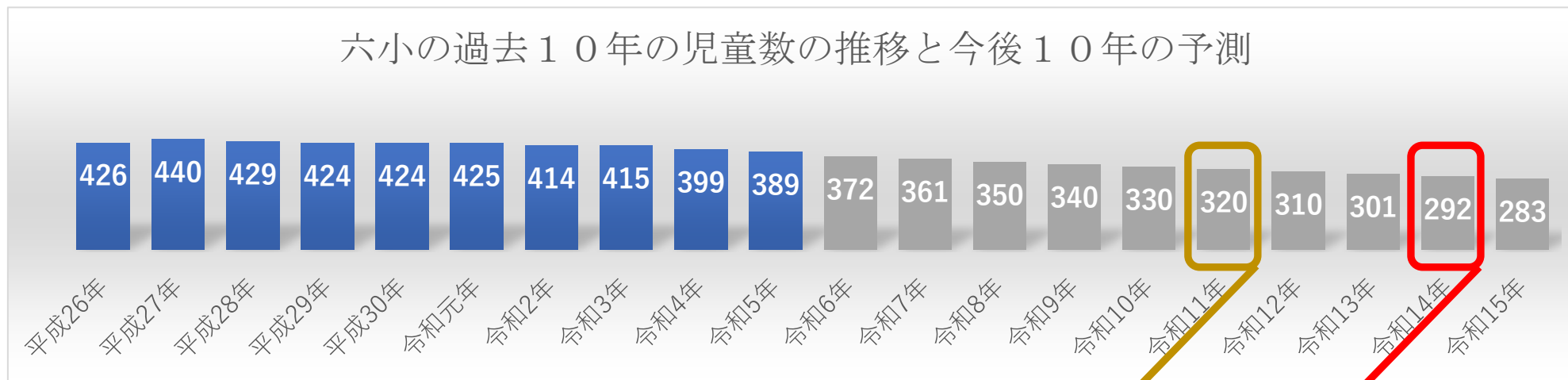
【問題点】

児童数の減少に伴う背景の存在

情 勢 : 令和以降、在籍児童数が毎年概ね10名前後減少し、減少率がやや大きい。
仮 定 : 令和元年以降の平均減少率に基づき令和6年度以降を予測



六小の過去10年の児童数の推移と今後10年の予測



結果予測

現行規定に基づき、「卒業までに1回以上」、各学年から8名選出した場合、

- 令和11年度には90%の保護者がPTAになる必要
- 令和14年度には100%の保護者がPTAになる必要が生じる可能性がある。



3 対応策 (1 / 3)

【対応策】

概要

- ① 各学級からの選出人数変更（「お子様一人につき卒業までに役員1回以上」を撤廃）
- ② 活動内容見直しにより運営方法を改善

① 選出人数変更について

前提条件（案）

各学級**2名を基準**とし、六小PTA執行部役員または専門委員を選出して頂きます。



六小のここ数年の在校児童生徒を参考に各学年2クラス60名と仮定し、各学年のPTAを4名選出すると・・・

PTA組織単位の視点	各学年PTA4名 × 6学年 = PTA24名	毎年 24名 で編成
保護者個人単位の視点 (1～6年まで在籍)	$PTA4名 \times 6年間 = PTA24名$ $PTA48名 \div 学年在籍児童60名 = 0.4$ $0.4 \times 100 = 40 \quad \underline{A. \quad 40\%}$	40%の保護者がPTA になる必要 (在籍児童生徒の 保護者の半数以下 の設定)



六小PTA組織の執行部役員及び専門委員を従来の48名から24名に変更する。



3 対応策 (2 / 3)

【対応策】

赤字：教育委員会に関連する必須事項

青字：六小PTAの運営に必須な事項

② 活動内容の見直しについて 人数割に係る最低条件 会長を除き、各委員等の最低割り振り人数は相互扶助の観点から2名を下回らないこと。

		現行の活動内容と人数割		改正後の活動内容と人数割		備考	
担当		主な活動内容	人数割	主な活動内容	人数割		
執行部	会長	全般統括	1名	同左	1名	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> 活動内容と人数割について執行部で9月中を目途に方針決定。その後48名の役員に配信し、各委員の意見照会。11月4日の代表委員会で合意を得た後に、12月の臨時総会で諮ることを企図する。 </div>	
	副会長	全般統括補佐、育成会関連事項 外部団体との連絡調整（講演会等） 各種イベント企画・調整	2名	同左	2名		
	会計	PTA会費集金、予算管理（出納関連）	2名	同左	2名		
	書記	PTAだより発行（年2回）、総会資料作成、PTAのしおり、PTA役員のしおり	3名	同左	3名		
専門委員会	校外委員	通学路サポーター	全学年立ち位置アンケート、分担表作成・配布、実施後アンケート、 横断歩道横断旗に係る事項	7名	廃止	0名	立ち位置アンケート、実施後アンケート取りやめ 通学路サポーター分担表を学年代表へ移行
		要望係	通学路アンケート、通学路安全点検報告票作成、 通学路安全点検	5名	同左	3名	
		ピーポくんの家	募集、協力世帯名簿作成、プレート作成依頼、 依頼・お礼状、自転車プレート関連	5名	廃止	0名	学校による管理（6年度）へ移行 自転車プレート関連を腕章へ移行
	腕章係	腕章着用及び回収依頼文書作成・配布、貸出名簿管理	3名	腕章着用及び回収依頼文書作成・配布、貸出名簿管理、 自転車プレート関連、横断歩道横断旗等に係る事項	3名	3名	係の名称を「校外備品係に変更」
	給食委員会	給食だより、試食会、給食アンケート、 献立作成委員会・物資納入業者選定委員会参加	9名	献立作成委員会・物資納入業者選定委員会参加 、試食会開催	4名	4名	給食だより、給食アンケートは任意 試食会は給食センターでの実施を検討
	広報委員会	広報誌「かたらい」、演奏会チラシ発行	5名	廃止	0名	0名	かたらいは個人情報の観点により廃止 演奏会チラシは執行部へ移行
	学年代表委員会	学年交流会開催、卒業記念品（6年生）	6名	学年交流会開催、通学路サポーター分担表作成・配布	6名	6名	
計	六小PTA組織	総会、全体委員会、学校行事協力 その他、行政主催の会議等への参加	48名	総会、全体委員会、 その他、行政主催の会議等への参加	24名	24名	学校行事協力は六小サポーターに移行

：令和7年度の六小のコミュニティ・スクール化に併せ、令和6年度中に学校運営協議会への移行を検討する。



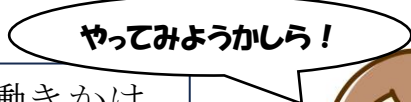
3 対応策 (3 / 3)

【対応策】

選出方法への対応について

基本方針	立候補または前年度PTA役員もしくは知り合いからの推薦などにより、新年度のPTA役員を選出する。
懸案事項	PTA組織を24名に半減させた場合、在学期間にPTAになる比率の低下に伴い希望者が減少する可能性
対策 (案)	<ol style="list-style-type: none"> ① 年度末（新入生は入学式）を目途に、今後の在り方に係る趣旨説明を実施（PTAのしおり、すぐーる等） ② 年度初めに行われるPTA選出のための保護者会に先立ち、PTAの活動内容や年間スケジュールを丁寧に明示 ③ 年度始めの保護者会においてPTAを選出する旨の周知を図る。 ④ 来年度（令和6年度）の新2年生以上は、前年度役員が保護者会での選出時に、必要に応じてPTA活動の参考意見を伝達（下記PTAになる意義も参考説明等） ⑤ 立候補や推薦を募り、それが無ければ話し合いの場を設け、可能な限り主体性に重きを置く。

（参 考） PTAになる意義	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仕事やプライベートと別に、ボランティアの一員として地域社会に参画・貢献する機会を持てる。 ■ PTAを通じ、我が子の担任の教諭のみならず学校の教職員の方々と顔の見える関係のもとに協力して子供たちの為に活動することができる。 ■ PTA活動を行う中で、他学年の保護者を含めた方々とも接する機会を持って、子供たちを取り巻く環境や今後の進学進級等について情報交換できる等、不安の解消につながる。 ■ 一保護者ではなかなか知り合いにはなれないが、役員をすることによって知り合いが増える。 ■ 学校行事等に関わる中で、家庭では垣間見ることができない学校での子供の社会性等の理解に繋がる。 ■ 我が子が役員をやっている親を誇りに思ってくれる。等々
---------------------------------	--



各委員の活動内容や年間予定を予め明示する等、ご協力頂ける保護者が安心して参画できる働きかけ



各ご家庭それぞれに抱える個別の事情や今後の子育て世代も持続可能な枠組み、更には令和7年度のコミュニティ・スクール化を見据えた体制にシフトすることで、より効果的かつ効率的な活動を推進



4 検討に伴う今後の予定

	時 期	実施事項等（定常の活動は除く）
令和5年	8月済	執行部内で本資料を基に方向性検討、校長先生及び副校長先生に方向性を相談・共有
	9～10月	細部検討の後、資料を修正。校長先生の上承を得た後、現PTA48名に資料配信及び意見照会
	11月	全体委員会において、規約第22条の規定に基づき臨時総会の開催を要請 全体委員会において、執行部及び各委員代表により詳細検討（各委員人数割、活動内容見直し等） 全体委員会結果に基づき、PTA会員に対し、臨時総会の開催及び議案のお知らせを配信（すぐーる）
	12月	臨時総会に先立ち、委任状等の配布 臨時総会（招集・WEB・書面併用により実施）を開催。本資料の内容及び次年度からの規約の改正について議決（以下、可決された場合の実施事項）
令和6年	1月	PTAのしおり及びPTA役員のしおりの記載事項変更及び発注
	2月	総会資料作成開始
	3月	次年度のPTA選出に係る諸準備、総会資料発注
	4月	新年度保護者会における選出協力 定期総会 令和6年度PTA発足

【マイルストーン（イメージ）】

年 度	令和5年度									令和6年度			
	2／四半期		3／四半期				4／四半期			1／四半期			
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6		
イベント	執行部会		細部検討等		全体委員会	現在	臨時総会	新体制に向けた準備			定期総会	R6年度PTA活動	



国立第六小学校PTA組織の今後の在り方に係る検討として以下を導出

- 執行部役員及び専門委員の選出人数変更（お子様一人につき卒業までに役員1回以上の撤廃により、48名から24名に変更）
- 必要に応じ、委員等の統合、廃止による活動内容の見直し（令和7年度からのコミュニティ・スクール化も考慮）

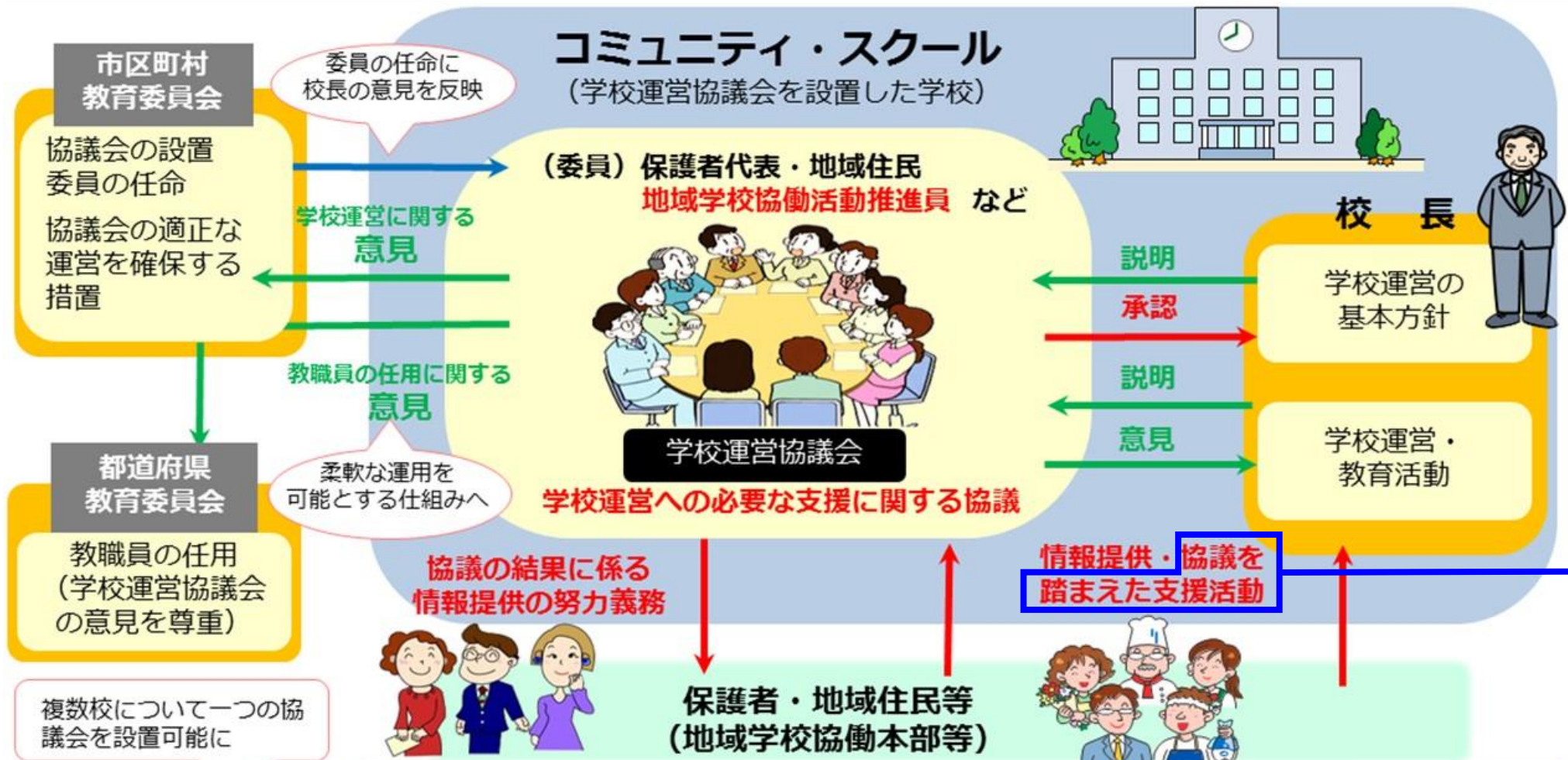


臨時総会を開催し、令和5年度PTA会員に諮ることで今後の在り方についての真を問う。



子育てを取り巻く現状に見合うよう、また、今後のコミュニティ・スクール化を見据え、令和6年度から、より効果的かつ効率的な活動が行えるよう、六小PTA組織を新たな体制へ移行

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



これまでPTAが実施してきた活動の一部が学校運営協議会の活動に移行することを念頭に、今後のPTAの在り方についても考慮

注：
青枠及び青字は文部科学省パンフレットに補足説明を追記した箇所

<学校運営協議会の主な役割> 地教行法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること



在籍のみの児童（フリースクール等）に対する会費徴収の免除について

起 案
 亀 山
 R5.9.8

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 六小には、障害等のやむを得ない事情により「在籍のみの児童」としてフリースクール等に通う児童が在籍 ◆ 在籍のみとなる理由は、フリースクール等が認可を受けていない場合、義務教育の関連で六小に在籍する必要がある。 ◆ 規約に基づき、在籍のみの児童（フリースクール等）のご家庭からもP T A会費を徴収している。
------------	---



問題点	やむを得ない事由により、六小に籍を置かざるを得ない事情や日常で通学することが無い中において、徴収された会費の対価を得る機会は限りなく乏しく、道義的な観点からも徴収の是非について懸念される。
------------	--



改善策	規約の第5章会計の中に免除規定を設けることにより、在籍のみの児童（フリースクール等）については、会費の徴収を免除することを可能とする。なお、通常に通学に移行する場合は、転入生の規定を準用して徴収する。
	<p>第5章 第10条</p> <p>会費は、一世帯につき年会費を納めます。</p> <p>(1) 転入生については、1学期は全額、2学期は半額、3学期は徴収しないものとします。</p> <p>(2) 転出生については、5月末日までに転出する場合には、徴収しないものとします。</p> <p>追 記⇒ (3) 学校長が承認した在籍のみの児童（フリースクール等）については、徴収しないことが出来るものとします。</p>



規約の改正により、在籍のみの児童（フリースクール等）のご家庭からの徴収については任意とする。

令和5年度 国立第六小学校臨時総会
(令和5年12月2日(土))

次 第

- 1 はじめの言葉
- 2 会長挨拶
- 3 校長先生挨拶
- 4 参加者自己紹介
- 5 議事説明
- 6 質疑応答
- 7 議 決
- 8 おわりの言葉